

# 静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース利用要領

令和5年2月17日施行

令和5年8月15日改正

## 1. 趣旨

地下広場内（イベントスペース）で行おうとするイベント（以下「地下イベント」という。）に伴うスペースの利用に当たり、当該地下イベントが以下の要件を満たす場合には、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から弾力的な判断を行うことにより、施設管理者として当該地下イベントを支援するものとする。

## 2. 要件

### (1) 地下イベントの目的

地下イベントは、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から、国・地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（地下イベントについて、国・地方公共団体が実施するものでない場合や国・地方公共団体が協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、国・地方公共団体が、地域の活性化等の観点から当該地下イベントを支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該地下イベントに係る利用内容に関する意見を利用依頼協議書に付しているもの、以下「副申書」という。）を含む。）であること。

### (2) 利用主体

地下イベントに伴う利用は、以下のいずれかの者が一括して利用するものであること。

ア 国・地方公共団体

イ 国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ウ 国・地方公共団体が支援する地下イベントの実施主体

エ その他、市長が特に認めたもの

### (3) 利用の時間

原則水曜日を除く午前10時から午後7時までとする。

### (4) 利用の場所（別紙参照）

ア 区画①～③を指定箇所とし、最大2箇所（隣接する区画のみ）まで同時に使用可能とする。ただし、区画③を使用する場合は、しずちカ茶店一茶の利用者の動線確保に配慮すること。

イ 指定箇所周辺は歩行者交通量が多いため、地下イベントの実施にあたっては、主催者は見学者等も含め指定箇所内に収まるよう配慮すること。

ウ 区画②または③を連続した複数日で利用する場合、午後7時から翌午前10時までは、設置した物品等を利用者において市が指定する保管場所へ移動すること。

### (5) 使用物件の構造

地下広場の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

### 3. 利用の条件

利用の承諾回答にあたっては、利用承諾を行うに際しての次に掲げる条件のほか、必要に応じて別途、条件を付することとする。

- (1) 歩行者の安全通行の確保及びしずちカ茶店一茶の利用者に配慮すること。
- (2) イベント実施に伴い発生する音について、周辺の迷惑にならないよう配慮すること。
- (3) イベントでは火気の使用は厳禁とする。また、全面禁煙とする。
- (4) ペットの持ち込みは禁止とする。
- (5) 危険物品の持ち込みは禁止とする。
- (6) イベント終了後は、イベントスペースの清掃を行い、時間内に原状回復すること。また、ごみは持ち帰ること。
- (7) 実施期間中において通路の要所へ交通誘導員を配置すること。
- (8) 搬入・搬出は利用者の責任で行うこと。
- (9) 実施期間中、必要に応じて利用者の責任において夜間警備を行うこと。
- (10) 災害発生時等の緊急時は速やかに利用を中止し、イベント参加者や歩行者等の適切な誘導に努めること。
- (11) 災害時に対応できる消火及び避難誘導責任者を配置し、施設内消火器確認及び利用時監視に努めること。
- (12) 喫茶と同一又は同一とみなされる業種・業態は、事前に相談を行うこと。
- (13) イベント等を開催する時は、次の場合を除き「催物開催届出書」を葵消防署長に届出をしなければならない。  
啓発活動・ビラ配り・その他、葵消防署長が不要と認めたとき。
- (14) 利用承認後、イベントを中止する場合は、速やかに「利用承認取消申請書」を提出すること。
- (15) 利用者が条件に違反したときは、利用中であっても利用を中止させる。なお、この場合利用者に損害が生じても本市はその補償をしないものとする。
- (16) 利用者は利用物件を損傷した場合、速やかに本市に報告し、利用者の責任において原状復帰すること。
- (17) 利用者は、イベントスペースの利用により損害が発生した場合、利用者の責任において賠償すること。
- (18) その他、関係法令等を遵守すること。
- (19) 「2. 要件」のうち、「(1) 副申書」は、「(2) 利用主体」に掲げるイ、ウ、エについて添付すること。ただし同一年度内に限り、複数回同一内容で催事を開催する場合、2回目以降は副申書の添付を省略できるものとする。

※ その他、管理者が必要とする条件を利用内容に応じ付すこととする。

#### 4. 利用申請の手順

##### (1) 仮予約

ア イベントの実施日時、実施内容等についてLogoフォームにて仮予約申請。

イ 利用希望日の6ヶ月前から予約を可能とする。

ウ 申請後、市より内容や日程等について確認を行う。

##### (2) イベント内容の事前協議

イベント開催の2カ月前までに、「企画書」、「平面図」、「工程表」等により、利用目的・利用方法について市と協議する。

##### (3) 「利用申請書」の提出・本予約

事前協議後、イベント開催日の1か月前までにLogoフォームにて「静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース本予約利用申請書（別紙4）」を添付し本予約申請。

##### (4) 「利用承認書」の送付

市から申請者に「静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース本予約利用承認書（別紙5）」を送付する。

##### (5) 「催物開催届出書」の提出（葵消防署）

申請者は「催物開催届出書」をイベント開催日の1週間前までに、葵消防署長に提出する。なお届出時に、「静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース本予約利用承認書」を添付すること。

##### (6) 「利用承認取消届出書」の提出

申請者は、利用承認後イベントを中止することとなった場合は、速やかに「静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース本予約利用承認取消届出書（別紙6）」を提出する。

##### (7) その他

申請者がフォームを使用できない場合、メール・FAX等で申請可能とする。

(広報課 Mail : [koho@city.shizuoka.lg.jp](mailto:koho@city.shizuoka.lg.jp) FAX : 054-252-2675)

##### 【仮予約の場合】

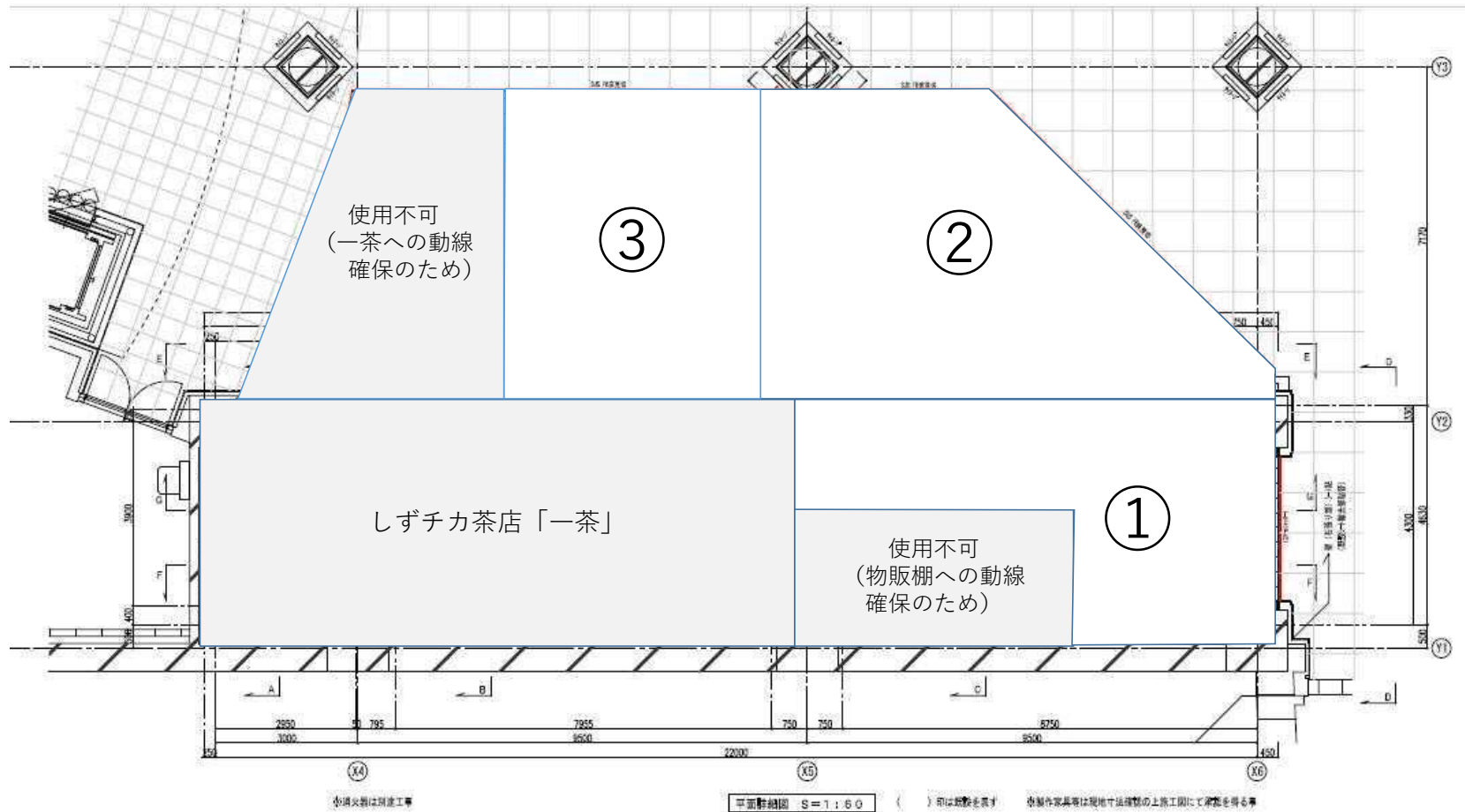
- ・ 静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース仮予約利用届出書（別紙1）
- ・ 静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース仮予約利用変更届出書（別紙2）
- ・ 静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース仮予約利用取消届出書（別紙3）

##### 【本予約の場合】

- ・ 静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース本予約利用申請書（別紙4）
- ・ 静岡駅北口地下広場しずちカイベントスペース本予約利用承認取消届出書（別紙6）

指定期日までに事前協議および本予約がない場合、仮予約の取り消しを行う。

# イベントスペース区画図



# ①スペース拡大図

